

## 資料編

## 1 計画策定の経緯

日 程	内 容 等
令和2年2月13日 ～3月6日	男女共同参画社会に関する住民意識調査実施
令和2年3月30日	第四次大泉町男女共同参画推進計画策定懇談会等設置要綱施行
令和2年7月9日	第1回第四次大泉町男女共同参画推進計画策定懇談会会議 ・第四次大泉町男女共同参画推進計画策定について
令和2年7月17日 ～7月27日	第1回第四次大泉町男女共同参画推進計画策定委員会会議 ・第四次大泉町男女共同参画推進計画策定スケジュールについて ・第四次大泉町男女共同参画推進計画骨子について
令和2年9月3日 ～9月10日	第1回第四次大泉町男女共同参画推進計画実務担当者会議 ・第四次大泉町男女共同参画推進計画施策調査結果について
令和2年9月3日 ～9月10日	第2回第四次大泉町男女共同参画推進計画策定委員会会議 ・第四次大泉町男女共同参画推進計画素案について
令和2年9月23日 ～9月30日	第2回第四次大泉町男女共同参画推進計画策定懇談会会議 ・第四次大泉町男女共同参画推進計画素案について
令和2年11月13日 ～12月15日	パブリックコメントの実施
令和3年1月4日 ～1月22日	第3回第四次大泉町男女共同参画推進計画策定委員会会議 ・パブリックコメントの実施結果について
令和3年2月9日	第3回第四次大泉町男女共同参画推進計画策定懇談会会議 ・パブリックコメントの実施結果・回答内容について

## 2 第四次大泉町男女共同参画推進計画策定懇談会等設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、男女共同参画社会実現に向けて、その指針とすべき第四次大泉町男女共同参画推進計画（以下「第四次推進計画」という。）の策定に当たり、その事務を適正かつ円滑に行うため、必要な組織を設置することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(策定懇談会)

第2条 第四次推進計画に広く町民の意見を反映させるための組織として、大泉町男女共同参画推進計画策定懇談会（以下「策定懇談会」という。）を置く。

2 策定懇談会は、次に掲げる委員15人以内をもって組織し、町長が委嘱する。

- (1) 社会福祉に識見を有する者
- (2) 母子保健に識見を有する者
- (3) 国際理解に識見を有する者
- (4) 人権擁護に識見を有する者
- (5) 人権教育に識見を有する者
- (6) 家庭教育に識見を有する者
- (7) 社会教育に識見を有する者
- (8) 学校教育に識見を有する者
- (9) 町内企業を代表する者
- (10) 勤労者を代表する者
- (11) 男女共同参画に識見を有する者

3 策定懇談会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によって選出する。

4 策定懇談会は、必要の都度会長が招集し、その議長となる。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

6 会長は、必要があると認めるときは、関係職員の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(策定委員会)

第3条 第四次推進計画の原案の作成に当たるための組織として、大泉町男女共同参画推進計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を置く。

2 策定委員会は、別表第1に掲げる職員をもって組織し、町長が任命する。

3 策定委員会に委員長を置き、企画部長をもって充てる。

4 策定委員会は、必要の都度委員長が招集し、その議長となる。

5 委員長は、必要があると認めるときは、関係職員の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(実務担当者会議)

第4条 策定委員会の協議資料を作成するための組織として、大泉町男女共同参画推進計画実務担当者会議（以下「実務担当者会議」という。）を置く。

2 実務担当者会議は、別表第2に掲げる職員をもって組織し、町長が任命する。

3 実務担当者会議に会長を置き、多文化協働課長をもって充てる。

4 実務担当者会議は、必要の都度会長が招集し、その議長となる。

5 会長は、必要があると認めるときは、関係職員の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第5条 策定懇談会、策定委員会及び実務担当者会議の庶務は、企画部多文化協働課において処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、告示の日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、第四次推進計画の策定が完了したときにその効力を失う。

別表第1 (第3条関係)

企画部長
総務課長
安全安心課長
広報情報課長
多文化協働課長
福祉課長
高齢介護課長
健康づくり課長
住民課長
経済振興課長
教育指導課長
こども課長
生涯学習課長

## 別表第2（第4条関係）

多文化協働課長
総務課人事係長
安全安心課危機管理係長
広報情報課広報広聴係長
多文化協働課多文化協働係長
福祉課社会福祉係長
福祉課障害福祉係長
高齢介護課高齢福祉係長
高齢介護課介護保険係長
健康づくり課健康づくり係長
住民課住民係長
住民課相談係長
経済振興課商工振興係長
経済振興課農業振興係長
教育指導課教育指導係長
こども課子育て支援係長
保育園長
生涯学習課生涯学習係長
生涯学習課スポーツ文化振興係長
公民館長
図書館長

### 3 第四次大泉町男女共同参画推進計画策定懇談会名簿

(敬称略)

NO	区分	氏名	所属	備考
1	社会福祉に識見を有する者	久保田 吉春	民生委員児童委員協議会	
2	母子保健に識見を有する者	海老澤 比呂美	元母子保健推進協議会	
3	国際理解に識見を有する者	酒井 悦子	大泉ユネスコ協会	
4	人権擁護に識見を有する者	川島 千枝子	人権擁護委員	会長
5	人権教育に識見を有する者	木村 多恵子	人権教育推進委員会	
6	家庭教育に識見を有する者	加藤 久子	地域活動連絡協議会	
7	家庭教育に識見を有する者	森田 繁敬	小中学校PTA連絡協議会	
8	社会教育に識見を有する者	諏訪 晴美	社会教育委員	
9	学校教育に識見を有する者	中本 晋	校長会	
10	町内企業を代表する者	松野 和之	労働教育委員会	
11	勤労者を代表する者	関根 寛直	労働教育委員会	
12	男女共同参画に識見を有する者	中村 京子	男女共同参画推進計画推進委員会	
13	男女共同参画に識見を有する者	北村 美余子	男女共同参画推進計画推進委員会	
14	男女共同参画に識見を有する者	今関 節子	男女共同参画推進計画推進委員会	副会長